

## 警報設備・消火設備

(建設業附属寄宿舍規程第11条、第12条)

寄宿舍には、警報設備・消火設備を設置しなければなりません。さらに、設置場所と使用方法を寄宿する者にあらかじめ周知することが必要です。

## 避難訓練・消火訓練

(建設業附属寄宿舍規程第12条の2)

寄宿舍の使用を開始した後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月以内ごとに1回、避難及び消火の訓練を実施しなければなりません。

## 掃除用具

(建設業附属寄宿舍規程第12条の3)

寄宿舍の清潔を保つため、掃除用具の備付けが義務付けられています。

※ 掃除機、ほうき、ぞうきん等、寄宿舍の規模や入居者の数に応じて必要な数を備え付けてください。

## 階段の構造

(建設業附属寄宿舍規程第13条)

- 階段の踏面は21cm以上、けあげは22cm以下としなければなりません。
- 階段の両側には手すりを設けなければなりません。
- 階段の幅は75cm以上（屋外階段は60cm以上）としなければなりません。
- 階段の各段から1.8m以内に障害物がないことが必要です。
- 屋内の階段については、蹴込板又は裏板を付けることが必要です。

## 廊下の幅

(建設業附属寄宿舍規程第14条)

廊下の幅は、両側に寝室がある場合には1.6m以上、その他の場合は1.2m以上としなければなりません。

## 寢室の基準

(建設業附属寄宿舍規程第16条)

- 各室の最大居住人員は6人以下とする必要があります。
  - 各室の1人当たりの床面積は3.2㎡（約2畳）以上としなければなりません。
  - 寄宿労働者の身の回り品を収納する設備は、十分な容積を有し、施錠可能なものを、個人別に設けることが必要です。
  - 寢室の照明については、10㎡以内ごとに60W以上の白熱電球又は20W以上の蛍光灯ランプを設けなければなりません。また、電灯以外の石油ランプ等は認められません。
  - 換気が十分であることが必要です。
  - 寢室と廊下との間に区画を設けることが必要です。
  - 防暑のための冷房等の設備を設けることが必要です。
- ※ 身の回り品を収納する設備には、ロッカーなどがあります。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。

防暑のための冷房等の設備には、エアコンのほか、扇風機、ウインドファンも含まれます。また、夏季でも気温が高くない地域については、必ずしも必要ありません。

